

2025 年 10 月 20 日

各 位

会社名 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(管理会社コード 15404)
代表者名 取締役社長 窪田 博
問い合わせ先
証券代行部 海外業務推進室 室長 山崎 和哉
(TEL 03-3212-1211)

「純金上場信託(現物国内保管型)」の信託契約変更のお知らせ

当社は、本日、下記の通り、純金上場信託（現物国内保管型）（1540）の信託契約を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容及び変更理由

当該ファンドについて、足許、純資産残高が伸長していることから、信託契約の第 6 条 6 項で規定される追加信託による純資産残高の上限額を 1 兆 3,000 億円から 1 兆 8,000 億円に引き上げるものです。変更内容の詳細につきましては、次頁の「新旧対照表」をご参照ください。

2. 信託契約変更と異議申立の手続き等

当該変更は、重要な信託の変更及び非軽微な信託の変更には該当しないため、異議申立手続きは行いません。

3. 日程

変更予定日：2025 年 10 月 21 日

[当該信託契約変更に係る新旧対照表]

下線部__は変更部分を示します。

(変更前)	(変更後)
(追加信託) 第 6 条　<略> 2～5　<略> 6　受託者は、第 1 項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が <u>1 兆 3,000 億円</u>を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。	(追加信託) 第 6 条　<同左> 2～5　<同左> 6　受託者は、第 1 項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が <u>1 兆 8,000 億円</u>を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

以上